

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、三木町が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（香川用水非受益地域用水確保事業）鎌倉池地区）を行うことについて平成23年5月10日同意した。

平成23年5月17日

香川県知事 浜 田 恵 造